

入 札 説 明 書

令和 6 年札幌市告示第 4381 号に基づく入札等については、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成 20 年 3 月 28 日財政局理事決裁）、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 6 年 10 月 28 日

2 契約担当部局

〒063-8612 札幌市西区琴似 2 条 7 丁目 1-1

札幌市西区市民部総務企画課庶務係（電話 011-641-6921）

メールアドレス nishi_shomu@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

西町まちづくりセンター・西町会館及び西野まちづくりセンター・昭和会館駐車場除排雪業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

なお、仕様書は西区市民部のホームページからダウンロードできる。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、年末年始の休日（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く。

(4) 履行場所

ア 西町まちづくりセンター・西町会館（西区西町南 9 丁目 2-2）

イ 西野まちづくりセンター・昭和会館（西区西野 6 条 3 丁目）

(5) 入札書の記載方法

タイヤショベル（1.4～2.0 m³）の 1 時間当たりの単価（運転手を含む）で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

契約はタイヤショベル（1.4～2.0 m³）、ダンプトラック（10t クラス）及び普通作業員の 1 時間及び 10 分間あたりの単価契約とする。

ダンプトラックと普通作業員の 1 時間あたりの単価は、下記の方法により算出した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

・ダンプトラック（10 t クラス） 入札書に記載された金額×0.619

・普通作業員

入札書に記載された金額×0.137

また、各使用機種及び普通作業員の10分あたりの単価は、1時間あたりの単価に6分の1を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

なお、1か月毎に集計した稼働時間に10分未満の端数が生じたときは、請求金額の計算時にこれを切り捨てるものとする。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「除雪サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 告示日を起点とした過去2年間において、本市施設における除排雪業務の履行実績があること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法
上記1の場所にて交付するほか、下記URLからダウンロードできる。
https://www.city.sapporo.jp/nishi/keiyaku/r6/shimin/241028_3.html
- (3) 入札書受領期限
令和6年11月7日（木）17時15分（送付の場合は必着のこと。）
- (4) 開札の日時及び場所
令和6年11月8日（金）9時45分
札幌市西区役所4階第3会議室（札幌市西区琴似2条7丁目1-1）
- (5) 入札書の提出方法
入札書は、別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。
ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年11月8日（金）9時45分開札〔西町まちづくりセンター・西町会館及び西野まちづくりセンター・昭和会館駐車場

除排雪業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに上記 5 (3)に掲げる受領期限までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 6 年 11 月 8 日（金）9 時 45 分開札〔西町まちづくりセンター・西町会館及び西野まちづくりセンター・昭和会館駐車場除排雪業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに上記 5 (3)に掲げる受領期限までに送付しなければならない。

なお、F A X、電子メールその他の方法による提出は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状（別紙 2）を入札書とともに提出すること。

オ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又は電子メールにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 1 の告示の日から令和 6 年 10 月 31 日（木）の 17 時 15 分までに提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和 6 年 11 月 1 日（金）以降、上記 2 の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、西区ホームページに掲載する。

(7) 入札の無効

本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成 15 年 9 月 10 日管財部長決裁）に反する入札は無効とする。

(8) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(9) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙 2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、有効な入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

要する。契約を締結しようとする者は、落札決定後、「各契約単価に過去4年間の平均作業時間実績を乗じた金額の合計」の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が札幌市の休日を定める条例(平成2年条例第23号)に定める休日(以下「休日」という。)の場合は翌開庁日)までに、納付又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 落札の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同価の入札

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、上記4に掲げる競争入札参加を有することを証する書類(別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札資格を有

することを証明する書類(別記参照)を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書(別紙3)を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 当該契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙4のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参又は送付とする。